

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県下伊那郡松川町

2 構造改革特別区域の名称

南信州松川町りんごワイン・シードル特区

3 構造改革特別区域の範囲

長野県下伊那郡松川町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

昭和 31 年、大島村と上片桐村が合併し松川町が誕生し、昭和 34 年には、生田村を編入合併し、新制松川町が誕生した。町名は、中央アルプスから流れる片桐松川の川名より「松川」と命名された。

松川町（以下「当町」という。）は、長野県南部の下伊那郡の最北、伊那谷のほぼ中央に位置し、東西 21km、南北 6km、総面積 72.9 km²である。天竜川を挟んで、東西に長細く延びた地形です。西は中央アルプス、東は南アルプスを望み、中央を天竜川が流れ、西から片桐松川、東から小渋川が合流し、南流している。

西方山麓を中央自動車道、すぐ東を県道、天竜川沿いを国道 153 号線、JR 飯田線が走っている。中央自動車道松川インターチェンジは町の玄関口として、産業振興や文化の交流に大きな役割を果たしている。

(2) 気候

寒冷な長野県内では温暖な気候であり、冬季に真冬日になることは少なく、日照時間が長い。平成 26 年における年間降水量 1,590 mm、平均気温は、12.6℃となっている。

(3) 人口

人口は、平成 17 年の 14,117 人をピークに、その後はやや減少傾向にある。平成 22 年の国勢調査時は、13,676 人であり、平成 27 年 12 月 1 日現在の長野県毎月人口異動調査による人口及び世帯数は、13,213 人 4,386 世帯となっている。

(4) 産業

平成 22 年の国勢調査による就業人口は 7,410 人であり、第 1 次産業 1,807 人（24.4%）、第 2 次産業 2,239 人（30.2%）第 3 次産業 3,364 人（45.4%）である。

伊那谷特有の広大な段丘と山麓の扇状地が多い町で、地形的には水はけも大変良く、陽当たりも良好なうえ、昼夜の寒暖差があり、日照時間が長いという恵まれた自然条件の中、当町の農業粗生産の 7 割を果樹生産が占めている。大玉でしかも美肌な果実が栽培されており、りんご・梨・西洋梨・さくらんぼ・ブルーベリー・プルーン・桃・すもも・プラム・柿・ぶどう・梅・などそ

の種類も豊富である。春は色とりどりの果樹の花が咲き、夏から秋にかけて果物がたわわに実り、新鮮でおいしい果物をお求めに多くの自家用車や観光バスが出入りし、畑では真っ赤に実ったりんごを頬張る多くの観光客で賑わっている。

昭和 32 年に積極的な企業誘致を図るため、工業誘致条例を制定し、松川町の自然の美しさとなだらかな扇状地形が好立地条件となり、各地より精密機器製造を始めとして多くの企業が進出し、さらに昭和 50 年の中央道松川インターチェンジの開設でその動向は隆盛を極めている。工業団地としては、名子原工業団地、松川インター工業団地（上片桐）、生田工業団地のそれぞれの造成により、精密機械、電子部品等様々な技術力を持った企業が進出しており、地域経済・技術力の発展という重要な役割を担っている。

（５）規制の特例措置を講じる必要性

当町には、ワイン製造を行うワイナリー「信州まし野ワイン株式会社」が 1 社あるほか、平成 26 年より個人の農家で組織する南信州松川りんごワイン振興会が立ち上がった。南信州松川りんごワイン振興会では、オリジナルブランドシードルの委託醸造や会員農家を回るりんごワインの飲み比べ企画としてお散歩ワイン等を開催しており、農業者自らがワイン等で地域振興を図る取り組みを実施している。このような活動に賛同する仲間の輪は次第に広がり、今後会員は増える見通しであるため、農業者の取り組みを支援していくことが必要となってくる。

また、農業就労人口が急速に減少している。農業就労者の高齢化が進み、遊休農地も年々増加する中、その荒廃に拍車がかかり、環境や景観に及ぼす影響も計り知れない状況となっている。農業者自らが遊休農地解消に積極的に取り組んでいく必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

当町は、りんご栽培を中心に果樹生産には適した土地柄となっている。また、本年は大正 4 年（1915 年）から当町における果樹栽培が始まって 100 年目を迎える節目の年である。しかし、農業就労人口が急速に減少し、農業後継者がいなくなり若者の農業に対する意識が大きく変わっている。また、農業従事者の 7 割が 60 歳以上といった高齢化が進んでいる状況もあり、遊休農地も年々増加している。

構造改革特別区域計画において酒税法の特例措置を活用し、当町で生産された農産物を使った果実酒（ワイン・シードル）、リキュールを製造することで、農家の経営の安定や担い手確保を図り子や孫の世代にも安心して引き継ぐことのできる農業の実現を目指すことが今後の農業発展に必要不可欠である。このことは、遊休農地解消及び新規就農者の農業経営の幅の拡大に繋がる。

このように、構造改革特別区域計画の意義は、極めて大きいものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

特産物を用いた果実酒又はリキュールの製造が小規模な施設でも可能となり、多様な小規模ワイナリーの参入を促進することができる。自家製ワイン等の製造、販売により、農業経営の安定化と新たな加工産業進出を図る。くだもの狩りのシーズンのみならず、年間通じて観光客に訪れていただくことが可能となる。

加工産業の参入により、りんご等果樹栽培面積の拡大を図り、遊休農地や耕作放棄地の解消、新規就農者の確保、農家所得向上による安定的な農業経営等が期待できる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、地域の特産物を用いた果実酒又はリキュールの提供、販売が拡大することで、農業やワイン産業の担い手の育成確保だけでなく、地域特産物の消費、利用拡大、雇用、就農機会の創出、交流人口の増加等、ワイン関連産業のみならず地域全体の活性化につながることを期待される。

【特産酒類の製造に関する目標】

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特産酒類製造事業者数	－	1 件	3 件
特産果実酒製造量	－	2 kl	6 kl
特産リキュール製造量	－	1 kl	3 kl

8 特定事業の名称

7 0 7 （ 7 0 8 ） 特定農業者による特定酒類の製造事業

7 0 9 （ 7 1 0 ） 特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造免許

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿・レストラン・飲食店等）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

長野県下伊那郡松川町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実酒提供を通じて地域の活性化を図るため、果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、農家レストランや農家民宿等を営む農業者が果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、新しい地場産業の創造となり、農業の活性化にもつながる。

このような民間の自発的な取り組みが広がることは、地域の活性化にもつながるという観点からも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

当町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に反しないよう、指導及び支援を行う。

(別紙)

1 特定事業の名称

709(710) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産された地域の特産物（りんご・梨・西洋梨・さくらんぼ・ブルーベリー・プルーン・桃・すもも・プラム・柿・ぶどう・梅）又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

長野県下伊那郡松川町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、果実酒又はリキュールを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、当町が指定する地域の特産物であるりんご・梨・西洋梨・さくらんぼ・ブルーベリー・プルーン・桃・すもも・プラム・柿・ぶどう・梅又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものを原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合は、製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、農業者の経営の多角化、新たな特産物及び地域ブランドの創出、農業生産の拡大等地域農業の振興が図られるとともに、観光客など交流人口の拡大により地域の活性化が期待される。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象とされる。

当町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に反しないよう、指導及び支援を行う。